

第5 農地等についての権利取得の届出（法第3条の3）

- (1) 相続等により許可を受けることなく農地等の権利を取得した者は、農業委員会にその旨を遅滞なく届けなければならない。（要領様式例第3号の1）

※ 留意事項

- ① 「遅滞なく」とは、農地等の権利を取得したことを知った時点から概ね10か月以内の期間とする。
- ② 相続発生後10か月以内に遺産分割協議が整わない場合、法定相続人全員の届けを行い、遺産分割終了後、再度届け出が必要。
- ③ 届出が必要な場合
 - ・相続（遺産分割及び包括遺贈及び相続人に対する特定遺贈を含む）
 - ・法人の合併・分割
 - ・時効 等

*所有権のみでなく、賃借権等での取得も対象
- ④ 届出は、法第3条第1項本文に掲げる権利取得の効力を発生させるものではない。

(2) 農業委員会の処理

- ① 農業委員会は、届出書の提出があったときは、その届出が適法であるかどうかを審査し、その受理又は不受理を決定する必要がある。
- ② 農業委員会は、届出を受理したときは遅滞なく受理通知書（要領様式例第3号の2）を届出者に交付し、届出を受理しない場合は、遅滞なく理由を付けて届出者に通知する必要がある。

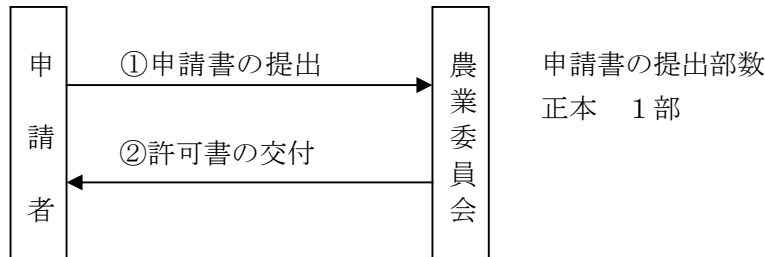
- (3) 農業委員会は、届出があった場合において、その農地等が適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあると認めるときは、当該届出をした者に対し、当該農地等についての所有権の移転又は権利設定等のあつせんその他の必要な措置を講ずるものとする。

第6 許可申請手続き（令第1条、規則第10条）

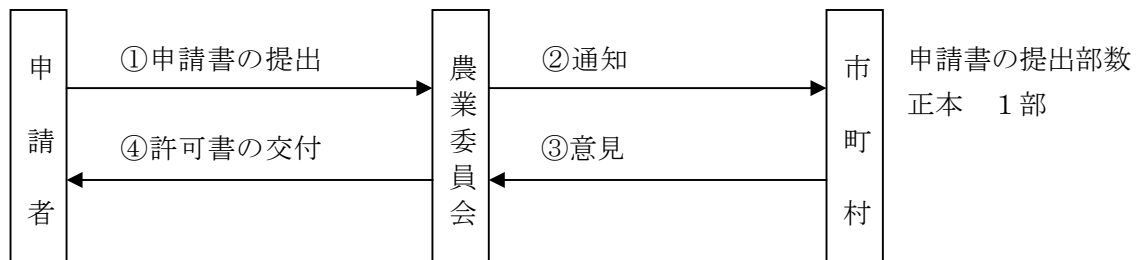
許可を受けようとする者は、農業委員会に申請書を提出しなければならない。

【手続き概要図】

○ 法第3条第3項以外の場合



○ 法第3条第3項の場合



1 許可申請者

農地等の権利を取得しようとする者及びその者のために権利を設定又は移転しようとする者。「連署にて申請」

但し、次に掲げる場合は、単独申請を行うことができる。（規則第10条）

(1) 競売、公売による場合

(2) 遺贈等の単独行為による場合（遺贈の場合には、遺言者又はその相続人若しくは遺言執行者が行う。）

(3) 権利の設定又は移転に関し、判決が確定し、裁判上の和解若しくは請求の認諾があり、民事調停法により調停が成立し、又は家事事件手続法により審判が確定し、若しくは調停が成立した場合

2 許可申請書の記載事項（規則第11条）

(1) 許可申請書の様式 要領様式例第1号の1

(2) 許可申請書の記載についての留意事項

ア 申請者の住所は、現住所（通常は住民票、法人登記簿の住所）を記載すること。

イ 申請者が複数の場合、「別紙のとおり」と記載し、別紙と申請書を申請者全員の印で契印をする。

ウ 制限行為能力者による申請の場合（民法第4条～第18条等参照）

制限行為能力者とは、①未成年者、②成年被後見人、③被保佐人及び④被補助人を指

し、単独でした法律行為の効果が制限されることから申請当事者となる場合には、次により申請書を作成させるものとする。

① 未成年者

未成年者の氏名を親権者又は後見人が記入し、あわせて未成年者の親権者又は後見人として記名押印する。なお、親権者又は後見人であることを証する書面を添付する。

② 成年被後見人

成年被後見人の氏名を成年後見人が記入し、あわせて成年被後見人の成年後見人として記名押印する。なお、成年後見人であることを証する書面を添付する。

③ 被保佐人、被補助人

被保佐人、被補助人が記名押印する。なお、保佐人・補助人の同意書及び保佐人・補助人であることを証する書面を添付する。

エ 委任に基づく代理申請（民法第99条、第100条等参照）

① 委任者の住所氏名を代理人が記入し、あわせて代理人が代理人の住所氏名等を記名押印する。なお、委任状を添付する。

オ 法第3条第3項の規定による申請を行う場合、地域との役割分担を担保する観点から確約書等の提出を求めること。（参考：特定法人貸付事業に関する協定第2条（地域の農業における法人の役割分担）の記載事項）

3 添付書類

(1) 許可申請書には次の書類を添付すること。

ア 申請に係る農地等の土地登記事項証明書（全部事項証明書に限る）

○ 当該土地の登記につき、相続登記が未了の場合には、相続関係図及び戸籍謄本等相続人であることを証する書面

○ 当該土地の登記につき、所有者の住所の表示更正登記が未了の場合には、戸籍の付票

イ 申請に係る農地等の位置図

S = 1 : 10, 000程度 及び S = 1 : 2, 500程度（申請地周辺の土地利用状況のわかるもの）

ウ 権利を取得する者の耕作証明（農業委員会発行）（参考様式第1号の1～2）

○ 権利を取得する者が耕作等している農地等すべてが、当該農業委員会の区域内にある場合は、添付を省略することができる。

(2) 当該許可申請が、次に該当する場合には、(1)のほか、それぞれ書類を添付すること。

ア 競売、公売、遺贈等の単独行為による場合

○ 競落決定書、遺言書の写し等

イ 判決、裁判上の和解又は請求の認諾、民事調停法による調停、家事事件手続法による審判又は調停による場合

○ 確定判決書、和解調書、調停調書の写し等

ウ 未成年者の場合

○ 親権者又は後見人であることを証する書類（戸籍謄本等）

- エ 成年被後見人の場合
 - 成年後見人であることを証する書類
- オ 被保佐人、被補助人の場合
 - 保佐人、補助人の同意書及び保佐人、補助人であることを証する書類
- カ 農地所有適格法人が農地等の権利を取得する場合
 - 定款又は寄付行為の写し
 - 法人登記事項証明書
 - 法第2条第3項に規定する適格要件を具備することを証する書面
 - ※ 権利を取得しようとする者が農事組合法人又は株式会社である場合
 - ・組合員名簿又は株主名簿の写し
 - ※ 権利を取得しようとする者が農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法第5条に規定する承認会社が構成員となっている農地所有適格法人である場合
 - ・構成員が承認会社であることを証する書面
 - ・構成員の株主名簿の写し
- キ 法第3条第3項の規定の適用を受けて同条第1項の許可を受けようとする者(個人の場合)
 - 同条第3項第1号に規定する条件その他の適正な利用を確保するための条件が付されている契約書の写し
 - 適切な役割分担を行う旨の確約書等(法人の場合は下記添付資料を追加)
 - 定款又は寄付行為の写し
 - 法人登記事項証明書
- ク 農業協同組合が農業経営の受託に伴い農地の権利を取得する場合
 - 定款の写し
 - 法人登記事項証明書
 - 農業経営受託規定
 - 受託事業経営に関する事業計画書
- ケ 区分地上権を設定する場合
 - 当該事業又は施設に関する計画の概要書
- コ 令第2条第1項第1号、及び同条第2項各号に該当して法人が農地等の権利を取得する場合
 - 定款又は寄付行為の写し及び法人の登記事項証明書(地方公共団体、東・中・西日本高速道路(株)は不要)
 - 当該施設等を必要とする理由書及び施設等に関する事業計画書
 - ※ 令第2条第2項第3号に規定する法人である場合
 - ・規則第16条第2項の要件を満たしていることを証する書面
- サ 令第2条第3項第1号に該当して農地等の権利を取得する場合
 - 集約的経営に関する事業計画書
- シ 令第2条第3項第2号に該当して農地等の権利を取得する場合
 - 農業委員会のあっせんに基づく農地等の交換であることを証する書面

- 交換相手方の法第3条許可申請書の写し
 - * 交換相手方の耕作の事業に供すべき農地の面積の合計又は耕作若しくは養畜の事業に供すべき採草放牧地の面積の合計が、その交換により法第3条第2項第5号に規定する面積を下らないこと。
 - ス 令第2条第3項第3号に該当して農地等の権利を取得する場合
 - 附近見取り図 S = 1 : 500程度
 - 一体的利用に関する事業計画書
 - セ ①新規営農又は現に耕作の事業に供している農地等の面積が下限面積に達しない者が農地等の権利を取得する場合、②農地等について、所有権を取得しようとする者の住所地からその農地等の距離からみて、遠隔地にあると認められる場合
 - 新規営農又は規模拡大等に関する営農計画書（参考様式第2号）
 - 通作経路図（位置図で判断できる場合は不要）
 - 農地等の集団化の状況を示す図面（位置図で判断できる場合は不要）
 - ゾ 別居中で世帯主義の適用を受ける者が農地の権利を取得する場合
 - 戸籍謄本等
 - タ 景観法第9条第1項に規定する景観整備機構が農地等の権利を取得する場合
 - 市町村長の指定を受けたことを証する書面
- (3) その他必要と認められる書面

第7 農業委員会の処理（*農地法関係事務に係る処理基準及び事務処理要領参照）

農業委員会は、申請書の提出があった場合には、次の事項に留意し、処理する。

1 申請にかかる処理

(1) 申請書に受付年月日、番号を記入し、受付処理簿に記載する。

(2) 申請書の記載事項及び添付書類について審査するとともに、申請者から事情聴取や現地調査を行い、その申請の適法性、法第3条第2項各号に該当しないかどうか、並びに農地所有適格法人以外の法人等にあつては、あらかじめその農地等の所在する市町村長に通知し、当該通知に対する市町村長の意見があつた場合は当該意見も参考の上、法第3条第3項各号に該当するかどうかを審査する。

なお、申請書の記載事項又は添付書類に不備があるときは、補正又は追完させる。

(3) (2)の審査により、申請の却下又は許可若しくは不許可を決定し、許可（不許可）書等を申請者に交付する。

この場合において、申請の全部若しくは一部について不許可をし、又は条件を付して許可する場合は、許可（不許可）書等の末尾に次のように記載する。

『「教示」

- i この処分不服があるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第255条の2第1項の規定により、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、審査請求書（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第19条第2項各号に掲げる事項（審査請求人が、法人その他の社団若しくは財団である場合、総代

を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、同条第4項に掲げる事項を含みます。)を記載しなければなりません。)正副2通を和歌山県知事に提出して審査請求をすることができます。

- ii この処分については、上記iの審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に市町村を被告として(訴訟において市町村を代表する者は農業委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記iの審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

- iii ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。』

2 審査にあたっての留意事項

- (1) 当事者の申請意思を確認すること。
- (2) 申請地の現況農地等であることを確認すること。
- (3) 申請地の自作地・貸付地・非耕作地の別を確認すること。
- (4) 権利を取得しようとする者が従来から権利を有する農地等の中に、違法な貸付地、自作しないことにつき特段の理由もなく貸し付けたままの農地等、不耕作地等がないかどうか調査すること。
- (5) 権利を取得しようとする者の農業経営が取得後において行う耕作等の農作業に常時従事することができるか調査すること。
- (6) 権利を取得しようとする者(世帯員等含む。)が取得後の耕作面積が下限面積を満たしているか確認すること。
- (7) その他、国から示された「農地法関係事務処理要領」、「農地法関係事務に係る処理基準」、「農地法の運用について」等を参照し、各農業委員会において農地法に基づいた審査要領等を作成すること。

農地法第3条第2項第5号の規定による50アールに代わるべき面積(下限面積)の区域

(平成29年1月1日現在)

市町村名	地域(設定範囲)	1a	10a	20a	30a	40a	備考
和歌山市	加太地区 加太地区を除く全域		○		○		
海南市	旧塩津村 旧海南市、旧下津町			○	○		平成17年3月31日現在の区域 旧下津町は、旧塩津村を除く
橋本市	旧紀見村、旧岸上村、旧高野口町、旧 応其村 旧橋本町、旧隅田村、旧恋野村 旧山田村、旧学文路村			○	○	○	旧高野口町、旧応其村は、昭和30 年4月14日現在の区域 旧隅田村、旧恋野村は、昭和29年7 月31日現在の区域
有田市	全域					○	
御坊市	旧御坊町				○		
田辺市	旧龍神村、旧中辺路町、旧大塔村、旧 本宮町	○					平成17年4月1日現在の区域
新宮市	全域		○				
紀の川市	名手市場1062から1556の第2まで 旧名手町、旧王子村、旧細野町				○		
岩出市	船戸、山崎、境谷、押川 岡田、溝川、大町、高塚、清水、宮、西 野、高瀬、備前、中黒、中島、吉田、 山、相谷、原、西安上、金池、湯窪、赤 垣内、波分、曾屋、金屋、畑毛、紀泉 台、根来、森、堀口、今中、川尻、安 上、尼ヶ辻、桜台、荊本、中迫、水栖、 野上野、山田、北大池、南大池、東坂 本、新田広芝、西国分、今畑		○		○		
紀美野町	全域		○				
かつらぎ町	全域			○			
九度山町	全域			○			
高野町	全域		○				
湯浅町	全域					○	
広川町	旧広町、旧津木村				○		
有田川町	旧清水町 旧五西月村、旧生石村、旧岩倉村		○		○		
美浜町	旧三尾村				○		
日高町	旧比井崎村				○		
由良町	旧白崎村 旧白崎村を除く全域				○	○	
印南町	全域				○		
みなべ町	---	-	-	-	-	-	
日高川町	旧中津村、旧美山村 旧川辺町		○		○		平成17年4月30日現在の区域 平成17年4月30日現在の区域
白浜町	旧白浜町 旧日置川町 旧白浜町及び旧日置川町を除く全域			○	○	○	昭和30年3月14日現在の区域 旧白浜町は、昭和30年3月14日現 在の区域
上富田町	旧鮎川村				○		
すさみ町	全域		○				
那智勝浦町	全域		○				
太地町	全域		○				
古座川町	全域		○				
北山村	全域		○				
串本町	全域		○				